

# 平成 23 年度 児童虐待死亡事例検証報告書（概要版）

## I 検証の実施

「児童虐待の防止等に関する法律」に位置づけられた、外部の有識者から成る「横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会」により、平成 23 年度に発生した 2 件の死亡事例について関係機関へのヒアリング、調査・分析を行い、再発防止に向けた検証作業を行った。

## II 事例 1

### 1 事例の概要

平成 23 年 5 月、生後 4 か月の先天性の疾患のある男児（以下「本児」と記載）が、自宅で実母に頭を蹴られて死亡した。司法解剖の結果、本児の頭がい骨に骨折があり、実母は本児の将来を悲観して本児の頭を蹴り、自身も死のうと考えたとのことであった。

実母は逮捕されたが、後日、心神喪失と判断され、不起訴となった。

### 2 事例検証による問題点・課題の整理

#### (1) 医療機関内での情報共有の課題とそれに基づいた区役所への連絡

医療機関での職員の意識や感度は高かったが、組織的な共有が十分できず、院内に設置された「児童虐待防止委員会」には対象事例として提出されなかった。その結果、区役所へ送られた未熟児訪問指導依頼票や電話連絡では、「何となく感じられていた懸念」については伝わらなかった。

#### (2) 連絡情報を受け取った区役所としての課題

医療機関から区役所への電話連絡等については記録がなされておらず、組織的な共有や進捗管理ができていなかった。

#### (3) 区役所における事例対応の課題

ア 医療機関から未熟児訪問指導依頼票の郵送による連絡を受け、その後 1 か月を経過してからの家庭訪問は、先天性の疾患のある児をもち、退院して育児環境の劇的な変化が見込まれる世帯への訪問時期としては、遅かったと考えられる。適切な訪問時期等について明確化したマニュアルや基準はなく、組織としての進行管理も行えていなかった。

イ 未熟児訪問指導依頼票については、組織的に共有されることはなく、訪問日程等すべて個人の判断に委ねられていた。適切なアセスメントが行われていれば、継続支援につながった可能性がある。

ウ 先天性の疾患のある本児に対する支援には、社会福祉職の関わりが必要であったと考えられる。長期的な支援のための計画の策定などを、保健師と社会福祉職が連携して、適切な時期に行っていく必要がある。

エ 実母が我が子の疾患や障害を受け入れかねていることに対して、アセスメントやその後の支援計画の組織的な検討が不十分であった。

オ 保健師は、訪問の前に医療機関と連絡を取り、医学知識や入院中の情報等を得る等、十分な準備をした上で、初回訪問を実施することが望ましかった。

カ 本事例については、家族の葛藤について配慮した上での、丁寧かつ個別的な対応としては不十分であった。

キ 先天性の疾患や障害がある児のいる家庭への支援にあたっては、アセスメントが重要である。そのためには、医療機関と連携した上での速やかな家庭訪問を行い、得られた情報をもとに支援方針を組み立てる必要がある。

ク 児童虐待防止の観点では、機を捉えた関係機関の双方向の情報提供が重要であるが、訪問によって得られた情報について、医療機関へ伝えていなかった。

#### (4) 地域とのつながりの課題

区役所による新生児訪問を実施したあとに、必要な家庭について、こんにちは赤ちゃん訪問につなげるという組織的な対応の流れは現状ではできていない。現在行われている支援等の関連性を再構築する必要がある。

#### (5) 区役所内での情報共有・方針決定の課題

- ア 先天性の疾患や障害がある児の事例については、組織的にリスク要因を判断しておらず、情報の共有が難しく「気になる事例である」と認識されつつも、十分なスーパーバイズ等がなされていなかった。
- イ 社会福祉職のカンファレンス等への出席や家庭訪問等の支援が十分できていない。また、庁舎レイアウト上、物理的に連携や情報共有が難しい構造がある。

### 3 事例検証による改善への提言

#### (1) 医療機関と区役所における積極的な情報共有に向けて

##### ア 医療機関の児童虐待防止委員会の有効な活用

医療機関の児童虐待防止委員会の対象とならなかった事例が死亡事例につながることを、認識して共有すべきである。医療機関にあっては、明らかに虐待と判断できなくても、情報を現場で共有し合い検討の対象としうるよう、内部の虐待防止委員会等の仕組みを点検することが望まれる。また、横浜市としても、研修等を通じて、医療機関が組織的対応力の向上を図れるよう支援する必要がある。

##### イ 医療機関に対する区役所からの積極的な情報収集のための働きかけ

疾患や障害がある児のいる保護者への適切な支援のために、区役所は保護者の受容状況等の入院時の情報、医療情報等を得ることは必須である。区役所から医療機関への積極的な情報収集のための働きかけが必要であり、医療機関と区役所との間で組織的な双方向の定期的な情報交換が不可欠である。

#### (2) 先天性の疾患や障害のある児がいる家庭への支援の充実に向けて

先天性の疾患や障害がある児の誕生は、保護者にとって混乱や心配、不安を来たしやすい。

とりわけ、家庭の中で児と最もかかわる時間が長い母親は、養育への不安などから多くのストレスを引き受け、生活していくことになる。このため、疾患や障害を理解した支援者が母と児に寄り添いながら、児の成長を見守る継続的な育児支援が重要である。

##### ア 保健師の援助技術の確立

保健師は、市民の生命に関わる者として高い緊張感を持ち、記録等については組織内の共有や判断のために重要であることを再認識することが必要であり、研修等を行っていく必要がある。先天性の疾患や障害のある児のいる家庭への支援には、保健師本来の専門分野である医学的な知識が必要であり、基本的な疾病対応における医学的視点を含めた医学的研修の実施による技能向上や人材育成は必須である。

##### イ 社会福祉職の機能の強化

児童虐待や疾患・障害のある児の事例については、社会福祉職の関わりが必要であるが、児童虐待対応に関わる個別支援等の業務を十分に行えていない現状があり、体制の整備を進める必要がある。

##### ウ 組織内での事例進行管理の徹底及び適切な支援サービスの導入

先天性の疾患や障害等を不適切養育のリスク要因として捉え、組織的な進行管理を行っていくことが必要である。

保護者の心情に十分配慮し、保護者の不安や育児負担の軽減に向け、育児支援ヘルパーや訪問看護など、様々なサービスを多角的に組み合わせ、積極的に導入することが必要である。

### (3) こんにちは赤ちゃん訪問事業の全戸訪問に向けて

要支援者と地域とのつながりを意識する機会として、こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問率を向上させることが必要である。そのためには出生連絡票が出ていない場合についても管理をし、訪問を実施していくべきである。

全戸訪問を目指すために、これまでの同意をとる方法を見直すことや、職員が訪問を行うなど、すべての世帯に訪問が可能となるようにすべきである。

## Ⅲ 事例 2

### 1 事例の概要

平成 23 年 4 月、生後 9 か月の男児（以下「本児」と記載）が、自宅浴室の脱衣所の床で、側面の一部を開け 2 重にした段ボール箱に入れられた状態で死亡した（死亡推定時刻は午後 0 時頃。酸素欠乏による窒息死）。実父母は段ボール箱に本児を入れ、毛布・布団を上からかけ、本児の足元に缶ビールの入った段ボール箱を置き、脱出することが困難な状態にして、午前 9 時ころからパチンコ店へ行き、その後食事をとり午後 4 時ころまで一度も帰宅することはなかった。裁判員裁判による裁判が行われ、実父母は起訴事実を認め、実父には懲役 3 年、実母には懲役 2 年 6 か月（いずれも監禁致死罪）の実刑判決が下された（控訴は行われず確定）。

### 2 事例検証による問題点・課題の整理

#### (1) 事例の把握から支援への“つなぎ”に関する課題

ア 姉の乳幼児健康診査（1 歳 6 か月）時に対応した助産師（アルバイト）は、実母の様子や面談の状況等から継続的な支援の必要性について何らかの察知をしたと推測された。組織的に共有していたならば、適切な支援につなげられた可能性があった。

イ 姉のこんにちは赤ちゃん訪問の訪問員より電話連絡した際、実父から再連絡するとされたが、その後、連絡はなく、区役所から確認の連絡を入れることもなかった。また、母子訪問（助産師等の専門職による訪問）も希望がなく、実施しなかった。アプローチが困難な事例こそ、リスクが高く支援が必要な事例である可能性が高いことを認識し、必要な支援に確実につなげていくことが必要である。

ウ 本事例のきょうだいは一歳違いの「年子」であり、実父母の育児負担は一般的に考えても大きく、支援の必要性について考える必要がある。

#### (2) 広報・啓発等に関する課題

ア 本事例は、近隣住人等から通報が入ることなく、実父母や親族等から相談もなかった。市民に向けた広報・啓発のより効果的な手段や方法について再検討が必要である。

イ 実父母は、子育てに関する危険性の認識が極めて不十分であり、具体的な事例を活用しての広報・啓発を積極的に進めていく必要がある。

ウ 実父母は、子育てをしていくにあたり当然身に付けられるべき感覚や認識が身に付いておらず、学校教育の中で子育てについての教育的アプローチについても検討が必要である。

#### (3) 子育て支援施策に関する課題

ア 実父母は家族の中で自らの力でのみ問題解決することが良いと考えていたようで、地域や行政の支援を受けることはなかったが、身近なところで相談などができれば、子育ての負担感や不安感は軽減されたと考えられる。

イ 様々なニーズを抱える保護者に合わせ、さらにサービスを充実させていくとともに、必要とする保護者に確実に届けられていくことが重要である。

ウ 「利用しようとする保護者」にこそ、個々の状況を受け止め、寄り添う姿勢でのぞみ、一人ひとりに対して丁寧な働きかけをしていくことが重要である。

### 3 事例検証による改善への提言

#### (1) 事例の把握と支援への確実な“つなぎ”に向けて

ア 区役所における援助技術の向上と組織的対応の徹底

乳幼児健康診査は、支援が必要な事例を把握する重要な機会であると認識し、保護者に寄り添い、粘り強く継続的な支援に結び付けていくことが必要である。また、記録の重要性について再認識するとともに、組織的判断が適切に実施される仕組みについて検討されたい。

イ 児童虐待の未然防止に向けた保健師業務の見直し

保健師の業務において、家庭訪問は非常に重要である。現在、保健師が担当している業務は多岐にわたっており、優先順位を組織的につける等、保健師業務全体を見直すことも必要である。また、対応困難な事例も増加しており、適切な対応をするためには十分な職員配置等、体制強化が必要である。

ウ こんにちは赤ちゃん訪問事業の充実

こんにちは赤ちゃん訪問を拒否した世帯や出生連絡票の提出がない世帯に加え、連絡の取れない世帯については一定のリスクがあると捉え、区役所から連絡を入れたり訪問したりするなど、世帯ごとにきめ細やかな対応が求められる。

#### (2) 広報・啓発活動等の充実にに向けて

ア 市民に向けた広報・啓発

児童虐待に関する広報・啓発の役割は非常に大きく、市民一人ひとりに行き届くよう、より効果的な手段や方法について、あらためて検討されたい。

イ 子どもの事故予防的な観点からの広報・啓発

「子どもを残したまま外出すること」の危険性等については、子どもの事故予防の観点からも、周知を進めていく必要がある。また、親族や近隣者なども視野に入れることが必要であり、乳幼児健康診査など様々な機会を活用した積極的な取組が望まれる。

ウ 思春期からの教育的アプローチの必要性

学校教育の中で、子育てをしていく上で必要な知識・スキルを学ぶプログラムが必要である。また、学校と区役所が連携して実施している「赤ちゃんふれあい体験」など、思春期の子どもへの啓発をより一層進める必要がある。

#### (3) 子育て支援施策の充実、拡大に向けて

ア 地域の支援メニューの充実

様々なニーズを持つ保護者に対応できるように、身近な地域での多様な子育て支援策が求められている。児童虐待の未然防止という観点からも、親子の居場所などのサービスを地域のより身近な場所に早急に整備するとともに、あらゆる保護者が利用しやすくなるよう制度の充実が望まれる。

イ 地域の支援メニューに関する情報発信

子育て支援のメニューの充実とともに、イベントや広報を通じて、支援を必要とする世帯へ確実に情報を届けることが重要であり、さらなる工夫が必要である。

### IV 重篤事例に対する組織的な受け止め・振り返りについて（提言）

専門職の業務においては、支援対象者等が死亡するといった状況は起こりうることである。そうした際に、個人の問題に帰するのではなく、組織としての受け止めや担当者への支援が必要である。

外部委員による検証委員会とは別に、適切な時期に、職員の精神的なケアも含めた、組織としての事例の受け止め・振り返りを行い、再発防止策を講じるべきであり、職員への支援体制についても推進願いたい。